

関係作業者に対する安全衛生上の指示を見直しましょう！
～労働基準法上の労働者性・いわゆる偽装請負との関係～



個人事業者等の
安全衛生対策について
(厚生労働省HP)

「安全衛生上の指示」と「指揮命令」との関係について

元方事業者や注文者等は、関係作業者に対して危険箇所への立入禁止等の措置を講じたり、災害を防止するために必要な措置の実施を指導・指示したりする場合があります。

しかしながら、このような指導・指示を行うことで、委託先の個人事業者に対して「**労働者性**」が認められないか、関係請負人の労働者との関係について「**偽装請負**」と判断されないかといった問題意識から、必要な措置の指導・指示を躊躇した結果、災害につながる懸念が懸念されます。

厚生労働省では、作業における安全衛生水準の確保を図ることを目的として、「**安全衛生上の指示**」と「**指揮命令**」との関係について、基本的な考え方や留意事項を具体的に例示しました。

法令に基づく措置の履行

労働安全衛生法第29条
に基づく指導・指示



法令違反の未然防止のために
実施する広範な指導



労働者性や偽装請負への
該当性の有無の判断に関し、
直ちに影響を及ぼさない

一般的な安全衛生上の指示等

健康状態の確認



△体調不良を理由に
予定外の作業を
指示すること

安全衛生意識の啓発



△自主的な活動の
範囲を超えて参加
を強制すること

災害防止のための
情報発信や注意喚起



△情報発信の範囲を
超えて具体的な作業
を指示すること

作業状況の監視・管理



△自己管理を促す目的
を超えて稼働時間を
管理すること

労働者性や偽装請負への該当性の有無の
判断に関し、**留意が必要な場合がある**

詳しくは、**通達の内容**や
リーフレットのチェックリスト
をご確認ください。



(通達)
注文者・事業者等が
安全衛生上の指示等
を行う場合における
留意事項について
(厚生労働省)



(リーフレット)
みんなで目指す
クリーンな雇用・
クリーンな請負の
建設業界
(国土交通省)



労働基準局広報
キャラクター
「たしかめたん」



個人事業者等の労働者以外の人への保護措置が強化されました

請負人に作業の一部を請け負わせる事業者は、

- ・ **作業を請け負わせる一人親方等**
- ・ **同じ場所で作業を行う労働者以外の人**

に対しても、**労働者と同等の保護**が図られるよう、一定の措置を実施する必要があります。



労働者と同じ場所で危険有害な作業を行う個人事業者等の保護措置が義務付けられます（リーフレット）

危険有害箇所への立入禁止等



特定作業における保護具等の使用



危険有害箇所の火気や飲食の禁止



悪天候時の作業禁止



事故等発生時の退避



危険有害箇所における保護具等の使用



「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」を策定しました

労働者と同じ場所で就業する方や労働者と類似の作業を行う方（個人事業者等）が、定期的な健康診断の受診による健康管理、長時間の就業による健康障害防止、メンタルヘルス不調の予防、腰痛の予防等の健康確保が十分に図られるよう、個人事業者等が自身で行うべき事項、注文者等が行うべき事項や配慮すべき事項等について、ガイドラインを定めました。



個人事業者等の健康管理に関するガイドライン（リーフレット）

個人事業者等も安心安全に働ける職場づくりのために



建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画（厚生労働省・国土交通省）



建設業の一人親方等に対する安全衛生教育支援事業（建設業労働災害防止協会）



フリーランスの業務災害防止（中央労働災害防止協会）



2024年公正取引委員会フリーランス法特設サイト（公正取引委員会）



フリーランス・事業者間取引適正化等法関係（厚生労働省）



フリーランスが労災保険の特別加入の対象となりました（厚生労働省）